

# 税金は納付期限までに納めましょう

市税は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを行うための重要な財源です。私たちが健康で豊かな生活を送るために、必要な費用をまかなっている税金。納付期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 市税について 納税管理課 ☎23-2126  
 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎23-7144  
 介護保険料について 介護保険課 ☎23-2596

## 納期内納付と自主納付が原則

市が扱う税金には、市県民税や固定資産税、軽自動車税、法人市県民税などのほか、国民健康保険税などがあります。

税金は、納期内納付と自主納付が原則です。

## 勤めている人の納付方法

会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差引きになっています。特別徴収制度は、雇用主が従業員の給与から預かって納入する制度です。雇用主の皆さんは、納入期限までに納入ください。

## 納税は便利な口座振替で

納付忘れを防ぐには、口座振替が便利です。市内の金融機関の窓口に「都城市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が置いてあります。預貯金口座のある金融機関へ、納税通知書または領収書、預貯金通帳、届出印を持参し、申し込みください。手続きの翌月（または翌々月）から振り替えを開始します。



## 11月以降の税金および保険料の納付期限

納期	11/30 (火)	12/27 (月)	1/31 (月)	2/28 (月)	3/31 (木)
税目					
固定資産税		●		●	
市県民税			●		
国民健康保険税	●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料	●	●	●	●	
介護保険料	●	●	●	●	

## 期限までに納付できないとき

病気や失業、災害など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。納付が困難になった場合は、そのまま放置せず、早めに相談ください。毎週木曜日は、19時まで夜間相談を受け付けています。（介護保険課を除く）

## 納付忘れも滞納です

納付期限までに納税しないことを「滞納」といいます。うっかりや不注意による納付忘れであっても、「滞納」になります。納付期限を過ぎると本税のほか、督促手数料や延滞金も併せて納めなければなりません。

## 滞納処分されます

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが滞納処分です。滞納の状態が続くと、滞納している人の財産（預貯金や給与、生命保険、不動産など）を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては、滞納者宅の捜索や自動車のタイヤロックを行い、公売します。滞納処分は、本人承諾の有無に関わらず行います。



差し押さえ物品公売会

## 雇用主の皆さんへ 調査協力をお願いします

従業員が市税などを滞納している場合、会社には給与などの調査を依頼することがあります。調査への協力をお願いします。